

でいーびーあいほっかいどうぶろっくかいぎかいぎ ていかん
D P I 北海道ブロック会議会議 定款

だい しょう そうそく
第 1 章 総則

めいしょう
(名称)

だい しょう
第 1 条 この団体は、D P I 北海道ブロック会議(略称 D P I 北海道)と称する。

(2) この団体の英文団体名は、D P I -Japan Hokkaido Local Assembly とし、その略称は D P I -Japan Hokkaido とする。

じむしょ
(事務所)

だい しょう
第 2 条 この団体は、主たる事務所を北海道札幌市西区に置く。

だい しょう もくてきおよ じぎょう
第 2 章 目的及び事業

もくてき
(目的)

だい しょう
第 3 条 この団体は、D P I 日本会議の地方組織として、道内の障害者団体を通じ、障害者並びに障害者団体に対して、障害当事者の立場から障害者団体の育成、障害者に関する施策の研究と普及、並びに海外及び道外の障害者団体及び障害当事者との協力活動等に関する事業を行い、障害者の権利擁護を図ることで個人の独立と尊厳等人権が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。

かつどう しゅるい
(活動の種類)

だい しょう
第 4 条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(7) その他、必要な事業

じぎょう
(事業)

だい しょう
第 5 条 この団体は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 非営利活動に係る事業

- ① 障害者にかかわる施策の調査研究事業
- ② 障害者にかかわる施策の普及啓発事業
- ③ 障害者の権利擁護に関する事業
- ④ 障害者団体育成事業
- ⑤ 海外の障害者に関する協力等の事業
- ⑥ 前号の各事業を推進するための基金事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売による収益事業

② この団体の名称を付与した商品からロイヤリティーを得る収益事業 その他の事業から生じた収益は、この団体が行う非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この団体の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって総会を成立する。

- (1) 正会員（団体） 障害者が執行機関の過半数を占める団体であって、この団体の目的に賛同し、活動に参加する意志を持って入会した団体
- (2) 未来会員（個人） 障害当事者であって、障害者団体の設立及び障害者運動の推進する意志を持って入会した個人
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同して、協力を行う個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申し込み書等を議長に提出または報告するものとする。

- 2 議長は、入会申し込み書（正会員）を理事会に諮り、正当な理由がない限り入会を承認する。
- 3 議長は、その他の会員として入会の申し出があった場合は、住所、団体名、氏名、連絡先等の必要な項目を確認して賛助会費の入金を確認して入会を承認する。
- 4 議長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

だい じょう せいはいいんおよ た かいいん りじかい べつ さだ かいひ のうにゆう
第 8 条 正 会 員 及 び そ の 他 の 会 員 は、 理 事 会 に お い て 別 に 定 め る 会 費 を 納 入 し な け れ ば
な ら な い。

かいいん しかく そうしつ
(会 員 の 資 格 の 喪 失)

だい じょう せいはいいんおよ た かいいん つぎ かくごう ひとつ がいとう いた
第 9 条 正 会 員 及 び そ の 他 の 会 員 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る に 至 っ た と き は、 そ の
しかく そうしつ
資 格 を 喪 失 す る。

- (1) たいかいとどけ ていしゅつ
退 会 届 の 提 出 を し た と き。
- (2) かいいん だんたい しょうめつ
会 員 で あ る 団 体 が 消 滅 し た と き。
- (3) せいとう りゆう かいひ たいのう さいこく う おう のうにゆう
正 当 な 理 由 な く 会 費 を 滞 納 し、 催 告 を 受 け て も そ れ に 応 じ ず、 納 入 し な い と き。
- (4) じよめい
除 名 さ れ た と き。

たいかい
(退 会)

だい じょう せいはいいんおよ た かいいん ぎちよう べつ さだ たいかいとどけ ぎちよう ていしゅつ
第 10 条 正 会 員 及 び そ の 他 の 会 員 は、 議 長 が 別 に 定 め る 退 会 届 を 議 長 に 提 出 し て、
にんい たいかい
任 意 に 退 会 す る こ と が で き る。

じよめい
(除 名)

だい じょう かいいん つぎ かくごう ひとつ がいとう いた そうかい ぎけつ
第 11 条 会 員 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る に 至 っ た と き は、 総 会 の 議 決 に よ り、 こ れ を
じよめい ばあい かいいん たい ぎけつ まえ べんめい きかい
除 名 す る こ と が で き る。 こ の 場 合、 そ の 会 員 に 対 し、 議 決 の 前 に 弁 明 の 機 会 を
あた
与 え な け れ ば な ら な い。

- (1) ていかん いはん
こ の 定 款 に 違 反 し た と き。
- (2) だんたい めいよ きず また もくてき はん こうい
こ の 団 体 の 名 誉 を 傷 つ け、 又 は 目 的 に 反 す る 行 為 を し た と き。

きよしゅつきんびん ふへんかん
(拠 出 金 品 の 不 返 還)

だい じょう きのう かいひおよ た きよしゅつきんびん へんかん
第 12 条 既 納 の 会 費 及 び そ の 他 の 拠 出 金 品 は、 返 還 し な い。

だい しょう やくいんおよ しょくいん 第 4 章 役 員 及 び 職 員

しゅべつおよ ていすう
(種 別 及 び 定 数)

だい じょう だんたい つぎ やくいんおよ りじ お
第 13 条 こ の 団 体 に 次 の 役 員 及 び 理 事 を 置 く。

- (1) りじ にんいじょう にんいない
理 事 10 人 以 上 25 人 以 内
- (2) かんじ にんいない りじ ひとり ぎちよう じゃっかんめい ふくぎちよう ひとり じむきょくちょう じゃっかんめい
監 事 3 人 以 内 2 理 事 の う ち、 1 人 を 議 長、 若 干 名 を 副 議 長、 1 人 を 事 務 局 長、 若 干 名
じむきょくじちょう
を 事 務 局 次 長 と す る こ と が で き る。

(選 任 等)

だい じょう りじおよ かんじ そうかい せんニン りじかい ひつよう
第 14 条 理 事 及 び 監 事 は、 総 会 に お い て 選 任 す る。 た だ し、 理 事 会 に お い て 必 要 が
みと ばあい だい じょう きてい にんずう げんど りじ りじかい
認 め ら れ る 場 合 に お い て は、 第 13 条 で 規 定 す る 人 数 を 限 度 と し て、 理 事 を 理 事 会

せんにん そうかい ほうこく
で選任し、総会に報告する。

- 2 ぎちょう ふくぎちょう じむきょくちょうおよ じむきょくじちょう リジ ごせん
議長、副議長、事務局 長 及び事務局次長は、理事の互選とする。
- 3 やくいん やくいん はいぐうしゃも しんとういない
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の
しんぞく ひとり こ ふく また とうがいやくいんなら はいぐうしゃおよ しんとう
親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等
いない しんぞく やくいん そうすう ぶん こ ふく
以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 かんじ リじまた だんたい しょくいん かね
監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

しよくむ
(職務)

だい じょう
第 15 条

- ぎちょう だんたい だいひょう ぎょうむ そうり
議長は、この団体を代表し、その業務を総理する。
- 2 ふくぎちょう ぎちょう ほさ ぎちょう じこ また ぎちょう か
副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらか
じだ じゆんじよしよくむ だいこう
じめ定めた順序職務を代行する。
- 3 じむきょくちょう リじかい にんむすいこう ひつよう じつむ とうかつ
事務局 長は、理事会の任務遂行に必要な実務を統括する。
- 4 じむきょくじちょう じむきょくちょう ほさ リじかい にんむすいこう ひつよう じつむ しっこう
事務局次長は、事務局 長を補佐し、理事会の任務遂行に必要な実務を執行する。
- 5 リジ リじかい こうせい ていかん さだめ およ リじかい ぎけつ もと だんたい
理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体
ぎょうむ しっこう
の業務を執行する。
- 6 かんじ つぎ かけ しょくいん おこな
監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) リジ ぎょうむしっこう じょうきょう かんさ
理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) だんたい ざいさん じょうきょう かんさ
この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) ぜん ごう きてい かんさ けっか ほうじん ぎょうむまた ざいさん かん ふせい こういまた
前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は
ほうれいも ていかん いはん じゅうだい じじつ はっけん ばあい
法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを
そうかい ほうこく
総会に報告すること。
- (4) ぜんごう ほうこく ひつよう ばあい そうかい しょうしゅう
前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) リジ ぎょうむしっこう じょうきょうまた だんたい ざいさん じょうきょう リジ いけん
理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を
の も リじかい しょうしゅう せいきゅう
述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

にんきなど
(任期等)

だい じょう
第 16 条

- やくいん にんき ねん さいにん さまた
役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 ぼけつ また ぞういん しゅうにん やくいん にんき ぜんにんしゃまた
補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は
げんにんしゃ にんき ざんぞんきかん
現任者の任期の残存期間とする。
- 3 やくいん じにんまた にんきまんりょうご こうにんしゃ しゅうにん しょくむ
役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
おこな
行わなければならない。

けついんほじゅう
(欠員補充)

だい じょう
第 17 条

リじまた かんじ ていすう ぶん こ もの か ちたい
理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ

ほじゅう
を補充しなければならない。

かいにん
(解任)

だい じょう
第 18 条 やくいん つぎ かくごう ひとつ がいとう いた そうかい ぎけつ かいにん
役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任
することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を
あた
与えなければならない。

- (1) しょくむ すいこう た みと
職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) しょくむじょう ぎむいはん たやくいん こうい
職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

ほうしゅうなど
(報酬等)

だい じょう
第 19 条 やくいん そうすう ぶん いか はんいなし ほうしゅう う
役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 やくいん しょくむ しっこう よう ひよう べんしょう
役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 ぜん こう かん ひつよう じこう りじかい ぎけつ へ ぎちよう べつ さいだ
前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、議長が別に定める。

じむきょくおよ しょくいん
(事務局及び職員)

だい じょう
第 20 条 だんたい じむ しょり じむきょく もう
この団体に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。
2 しょくいん じむきょくちよう にんめん じむきょく そしきおよ うんえい かん ひつよう じこう
職員は事務局長が任免する。3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、
りじかい ぎけつ へ ぎちよう べつ
理事会の議決を経て議長が別に定める。

だい しょう そうかい
第 5 章 総会

しゅべつ
(種別)

だい じょう
第 21 条 だんたい そうかい つうじょうそうかいおよ りんじそうかい しゅ
この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

こうせい
(構成)

だい じょう
第 22 条 そうかい せいかいじん こうせい
総会は、正会員をもって構成する。

けんのう
(権能)

だい じょう
第 23 条 そうかい いか じこう ぎけつ
総会は、以下の事項について議決する。

- (1) ていかん へんこう
定款の変更
- (2) かいさん
解散
- (3) じぎょうほうこくおよ しゅうしけっさん
事業報告及び収支決算
- (4) やくいん せんになまた かいにん
役員を選任又は解任
- (5) たうんえい かん じゅうようじこう
その他運営に関する重要事項

かいさい
(開催)

だい じょう
第 24 条 つうじょうそうかい まいとし かいかいさい
通常総会は、毎年1回開催する。
2 りんじそうかい つぎ かくごう ひとつ がいとう ばあい かいさい
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) りじかい ひつよう みと しょうしゅう せいきゅう
理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) せいはいいんそうすう ぶん いじょう かいぎ もくてき じこう きさい しよめん
正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって
しょうしゅう せいきゅう
招集の請求があったとき。

(3) だい じょうだい こうだい ごう きてい かんじ しょうしゅう
第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

しょうしゅう
(招集)

だい じょう そうかい ぜんじょうだい こうだい ごう ばあい のぞ ぎちよう しょうしゅう
第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、議長が招集する。

2 ぎちよう ぜんじょうだい こうだい ごうおよ だい ごう きてい せいきゅう
議長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ
ひ にちいない りんじそうかい しょうしゅう
の日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 そうかい しょうしゅう かいぎ にちじ ばしょ もくてきおよ しんぎじこう きさい しよめん
総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を
もって、すく いくかまえ つうち
少なくとも5日前までに通知しなければならない。

そうかい ぎちよう
(総会の議長)

だい じょう そうかい ぎちよう そうかい しゅつせき せいはいいん なか せんしゅつ
第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

ていそくすう
(定足数)

だい じょう そうかい
第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

ぎけつ
(議決)

だい じょう そうかい ぎけつじこう だい じょうだい こう きてい つうち じこう
第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項
とする。ただし、ぎじ きんきゅう よう しゅつせき せいはいいん ぶん いじょう
議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上
どうい ばあい かが
の同意があった場合は、この限りではない。

2 そうかい ぎじ ていかん きてい しゅつせき せいはいいん かはんすう
総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつ
て決し、かつ かひどうかず そうかい ぎちよう かつ
可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

ひょうけつけんなど
(表決権等)

だい じょう かくせいはいいん ひょうけつけん ひょうどう
第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 え りゆう そうかい しゅつせき せいはいいん つうち
やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され
た事項についてしよめん ひょうけつ また た せいはいいん だいにん
書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として
ひょうけつ いにん
表決を委任することができる。

3 ぜんこう きてい ひょうけつ せいはいいん ぜん じょうおよ じじょうだい こう てきよう
前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用
については、そうかい しゅつせき
総会に出席したものとみなす。

4 そうかい ぎけつ とくべつ りがいかんけい ゆう せいはいいん ぎじ ぎけつ
総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に
くわ
加わることができない。

ぎじろく
(議事録)

だい じょう そうかい ぎじ つぎ じこう きさい ぎじろく さくせい
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) にちじおよ ばしょ
日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会の議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

構成

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

権能

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

開催

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

招集

第 34 条 理事会は、議長が招集する。

2 議長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

理事会の議長

第 35 条 理事会の議長は、議長がこれに当たる。

議決

だい じょう りじかい ぎけつじこう だい じょうだい こう きてい つうち
第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条 第 3 項の規定によってあらかじめ通知した
じこう ぎじ きんきゅう よう しゅっせき りじ ぶん いじょう
事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上
どうい ばあい かぎ
の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決すところによる。

ひょうけつけんなど
(表決権等)

だい じょう かくりじ ひょうけつけん ひょうどう
第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条 第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

ぎじろく
(議事録)

だい じょう りじかい ぎじ つぎ じこう きさい ぎじろく さくせい
第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

だい しょう しさんおよ かいけい 第 7 章 資産及び会計

しさん こうせい
(資産の構成)

だい じょう だんたい しさん つぎ かくごう かか こうせい
第 39 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 其他の収入

しきん くぶん
(資産の区分)

だい じょう だんたい しきん ひえいりかつどう かかわ じぎょう かん しきん た じぎょう かん
第40条 この団体の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産と、その他の事業に関する
しきん
資産とする。

しきん かんり
(資産の管理)

だい じょう だんたい しきん ぎちよう かんり ほうほう そうかい ぎけつ へ ぎちよう べつ さだ
第41条 この団体の資産は、議長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、議長が別に定める。

かいけい くぶん
(会計の区分)

だい じょう だんたい かいけい ひえいりかつどう かかわ じぎょう かん かいけい た じぎょう
第42条 この団体の会計は、非営利活動に係る事業に関する会計と、その他の事業に
かん かいけい
関する会計とする。

じぎょうけいかくおよ よさん
(事業計画及び予算)

だい じょう だんたい じぎょうけいかくおよ ともな しゅうしよさん ぎちよう さくせい りじかい ぎけつ
第43条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、議長が作成し、理事会の議決
へ
を経なければならない。

ざんていよさん
(暫定予算)

だい じょう ぜんじょう きてい え りゆう よさん せりつ ぎちよう
第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、議長は、
よさんせりつ ひ ぜんじぎょうねんど よさん じゆん しゅうにゅうししゅつ
予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 ぜんこう しゅうにゅうししゅつ あらた せりつ よさん しゅうにゅうししゅつ
前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

よびひ せつていおよ しょう
(予備費の設定及び使用)

だい じょう よさんちょうかまた よさんがい ししゅつ あ よさんなか よびひ もう
第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 よびひ しょう りじかい ぎけつ へ
予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

よさん ついかおよ こうせい
(予算の追加及び更正)

だい じょう よさんさくせいご え じゆう しょう りじかい ぎけつ へ きていよさん ついか
第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加
また こうせい
又は更正をすることができる。

じぎょうほうこくおよ けっさん
(事業報告及び決算)

だい じょう だんたい じぎょうほうこくしよ しゅうしけっさんしよ およ ざいさんもくろくなど けっさん かん
第47条 この団体の事業報告書、収支決算書、及び財産目録等の決算に関する
しよるい まいじぎょうねんどしゅうりょうご すみ ぎちよう さくせい かんじ かんさう そうかい
書類は、毎事業年度終了後、速やかに、議長が作成し、監事の監査を受け、総会
ぎけつ へ
の議決を経なければならない。

2 けっさんじょうじょうよきん しょう じぎょうねんど く こ
決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

じぎょうねんど
(事業年度)

だい じょう だんたい じぎょうねんど まいとし がつついたち はじ よくとし がつ にち お
第48条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

りんき そち
(臨機の措置)

だい じょう よさん さだ かりいれきん か い たあら ぎむ ふたん
第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

また けんり ほうき 又は権利の放棄をしようとするときは、りじかい ぎけつ へ 理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

ていかん へんこう (定款の変更)

だい じょう 第 5 0 条 だんたい ていかん へんこう この団体が定款を変更しようとするときは、そうかい しゅつせき せいはいいん ぶん 総会に出席した正会員の 2 分の いじょう たすう 1 以上の多数による議決を経なければならない。

かいさん (解散)

だい じょう 第 5 1 条 だんたい つぎ かか じゅう かいさん この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) そうかい けつぎ 総会の決議
- (2) もくてき ひえいりかつどう かかわ じぎょう せいこう ふのう 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) せいはいいん けつぼう 正会員の欠亡
- (4) はさん ぜんこうだい ごう じゅう だんたい かいさん しゅつせき せいはいいん ぶん 破産² 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、出席した正会員の 2 分の いじょう しょうだく え 1 以上の承諾を得なければならない。

ざんよざいさん きぞく (残余財産の帰属)

だい じょう 第 5 2 条 だんたい かいさん がつべいまた はさん かいさん のぞ ざんぞん ざいさん この団体が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産 ていーびーあいにはんかいぎ じょうと は、D P I 日本会議に譲渡するものとする。

だい しょうざつそく 第 9 章 雑則

さいそく (細則)

だい じょう 第 5 3 条 ていかん しこう ひつよう さいそく りじかい ぎけつ へ ぎちょう この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、議長が さだ これを定める。

ふそく 附則

1. この定款は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の名誉議長、役員及び理事は、次に掲げる者とする。

めいよぎちょう かん だ なお や しゃだんほうじんさつぼろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい
名誉議長 神 田 直 也 (社団法人札幌市身体障害者福祉協会)

ぎ ちょう にし むら まさ き えぬびーおー ほうじんでいーびーあいにはんかいぎふくぎちょう
議長 西 村 正 樹 (N P O 法人 D P I 日本会議副議長)

ふく ぎ ちょう たけ だ たもつ えぬびーおー ほうじんほつ ぶしょうがいしゃちいきせいかつしえんせんたーだいひょう
副議長 竹 田 保 (N P O 法人ホップ障害者地域生活支援センター代表)

どう み うら まさ はる だんたいちようせいちゅう
同 三 浦 正 春 (団体調整中)

どう やま ざき たみ こ ほっかいどうせいしんしょうがいしゃかいふくしゃくらぶれんごうかいちよう
同 山 崎 多美子 (北海道精神障害者回復者クラブ連合会会長)

じむきょくちょう わが つま たけし しょうがいしゃじょうほうしめ びう すだいひょう
事務局 我 妻 武 (障害者情報誌メビウス代表)

じむきょくじちょう あさ か ひろ ふみ しゃだんほうじんさつぼろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかいじむきょくじちょう
事務局次長 浅 香 博文 (社団法人札幌市身体障害者福祉協会事務局次長)

- どう いま だ まさ こ きた ぼり お かい かい ちよう
同 今 田 雅 子 (北のポリオの会 会長)
- どう ほん ま ひで ゆき ぜんこく いん た ー ね っ と かん じゃ かい あい あい で い ー かい ちよう
同 本 間 秀 行 (全国インターネット患者会 i d d m.21 会長)
- り じ 事 あか さか まさる しゃだん ほう じん ほう かい どう しん たい しやう が い し や ふ く し きやう かい かい ちよう
事 赤 坂 勝 (社団法人北海道身体障害者福祉協会 会長)
- どう あ べ し ろう ほう かい どう あ お し ば かい かい ちよう
同 阿 部 史 郎 (北海道青い芝の会 会長)
- どう おお た たか お せい しん しやう が い かい ふ く し や し や かい さん か そ く しん きやう かい じ む きょく ちよう
同 太 田 隆 男 (精神障害回復者社会参加促進協会事務局 長 /
しゃ かい さん か きやう どう さぎやう じょ
社会参加共同作業所)
- どう おさ ない みち こ さつ ぼろ かい かい ちよう
同 小山内 美智子 (札幌いちご会 会長)
- どう お だ たか し ざい だん ほう じん ほう かい どう なん びやう れん だ い ひやう り じ
同 小 田 隆 (財団法人北海道難病連代表 理事)
- どう かわ み とし お えぬ びー おー ほう じん さつ ぼろ し たい しやう が い し や きやう かい り じ ちよう
同 川 見 俊 男 (N P O 法人札幌市肢体障害者協会 理事長)
- どう こう さい かず のり くしろ ざい た く しやう が い し や かい
同 香 西 和 則 (釧路在宅障害者の会)
- どう こ たに せい こ えぬ びー おー ほう じん さつ ぼろ あ し す と せん た ー ま ざ ー り じ ちよう
同 小 谷 晴 子 (N P O 法人札幌アシストセンター・マザ一 理事長)
- どう さ とう かつ み ほう かい どう もう どう けん きやう かい し か く しやう が い な か ま かい かい ちよう
同 佐 藤 勝 美 (北海道盲導犬協会視覚障害仲間会 会長)
- どう さ とう き み よ えぬ びー おー ほう じん じ り つ せい かつ せん た ー り じ ちよう
同 佐 藤 喜美代 (N P O 法人自立生活センターさつ ぼろ 理事長)
- どう さ とう まさ ひろ ぜんこく こう てき かい ご ほ しやう よう きやう しやく み あい ほう かい どう し ぶ だ い ひやう
同 佐 藤 正 尋 (全国公的介護保障要求者組合北海道支部 代表)
- どう ど い しょう ぞう しょう き ぼ さ ぎ やう じょ かい かい ちよう
同 土 井 正 三 (小規模作業所あしの会 会長)
- どう はた もと しん い ち ろ う ほう かい どう す と ろ ー く の う そ っ ち ゅ う と も かい かい ちよう
同 幡 本 慎一郎 (北海道ストローク(脳卒中)友の会 会長)
- どう はま だ かつ お あさ ひ かわ しやう が い し や もん だ い かん が かい
同 濱 田 勝 夫 (旭川障害者問題を考える会)
- どう なか おか りやう じ だん たい ちやう せい ちやう てい ー びー あい お ほ ー つ く けん きやう かい かい ちよう
同 中 岡 良 司 (団体調整中・D P I オホーツク研究会 会長)
- どう いし ざわ とし み さつ ぼろ し しょう き ぼ さ ぎ やう じょ れん ら く きやう ぎ かい かい ちよう
同 石 澤 利 巳 (札幌市小規模作業所連絡協議会 会長)
- かん じ 事 しら と かず ひで しゃ かい ふ く し ほう じん ほう かい どう し や かい ふ く し きやう ぎ かい じ む きょく じ ちよう
監 事 白 戸 一 秀 (社会福祉法人北海道社会福祉協議会事務局 次 長)
- どう とう たつ や とう ぜい り し じ む し ょ
同 棟 達 也 (棟税理士事務所)

3. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会
の定めるところによるものとする。
4. この団体の設立当初の事業年度は、D P I 北海道ブロック会議準備室を含めて第49条
の規定によるものとする。
5. この団体の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。
- ① 正会員(団体) 会費 10,000円(一口)
- ② 未来会員(個人) 会費 5,000円(一口)
- ③ 特別賛助会員会費 100,000円(一口)
- ④ 賛助会員(団体) 会費 30,000円(一口) (個人) 会費 10,000円(一口)

ふそく 附則

1. この定款は、2009年6月13日から施行する。

ふそく 附則

1. この定款は、2016年12月3日から施行する。

